

協議事項（１）：検討委員会の進め方（案）について

資料 2 - 1

1 事業概要

大腸がん検診の職域・市町村連携モデル構築事業【新規】

5,021千円

がん検診未実施の事業所の従業員への受診機会を提供するため、**事業主健診と市町村の大腸がん検診を同日に受診できる体制について検討**を行う。
 （１）「大腸がん検診の職域・市町村連携モデル検討委員会」を設置し、実施体制等について検討（年４回予定）
 （２）少数の検診機関及び市町村においてパイロットテストの実施（試験運用による課題等の特定→改善策検討）

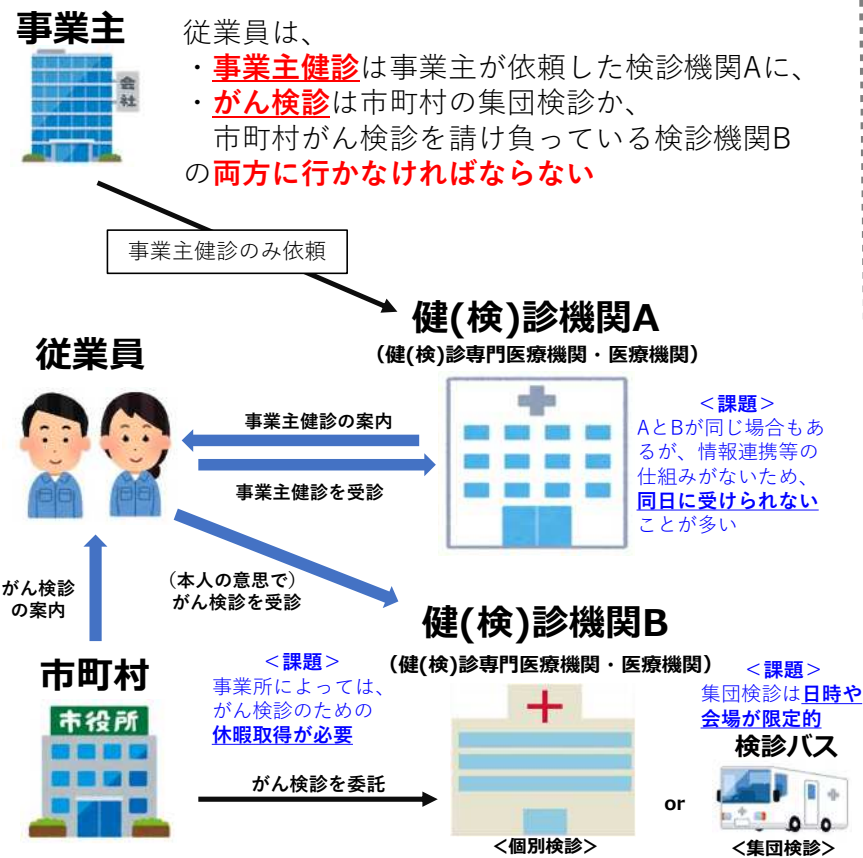
従業員（国保以外）の健（検）診制度の概要

	職域	市町村
定期健康診断	○ (労働安全衛生法に基づく実施義務)	—
がん検診	△ (福利厚生の一環として実施) ※協会けんぽ青森支部加入事業所約2万か所のうち、約8千か所が未実施	○ (健康増進法) ※一定の年齢に達した全住民が対象 →職域でがん検診を受診できない 従業員は市町村がん検診を受診
(参考) がん検診受診率の把握	— 捕捉不能	△ (地域保健・健康増進事業報告) ※受診者数の割合は国保：国保以外＝６：４ このうち、本来は職域の対象者である人数は捕捉不能 【大腸がん検診（R4）】 40代:6.5% < 50代:8.7% < 60代:18.4% ※40代・50代の受診率が低い

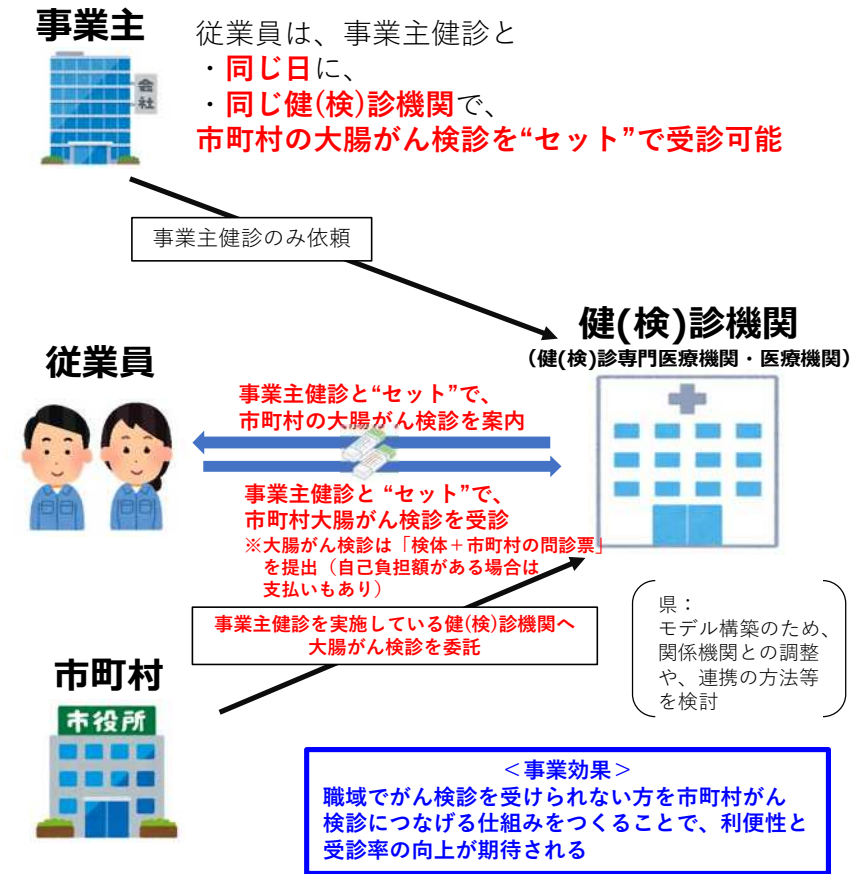
がん検診未実施の事業所※の従業員が、市町村がん検診を受診する場合

※職域では健康診断の法定義務があるが、がん検診は任意の福利厚生の一環として実施

Before：現状



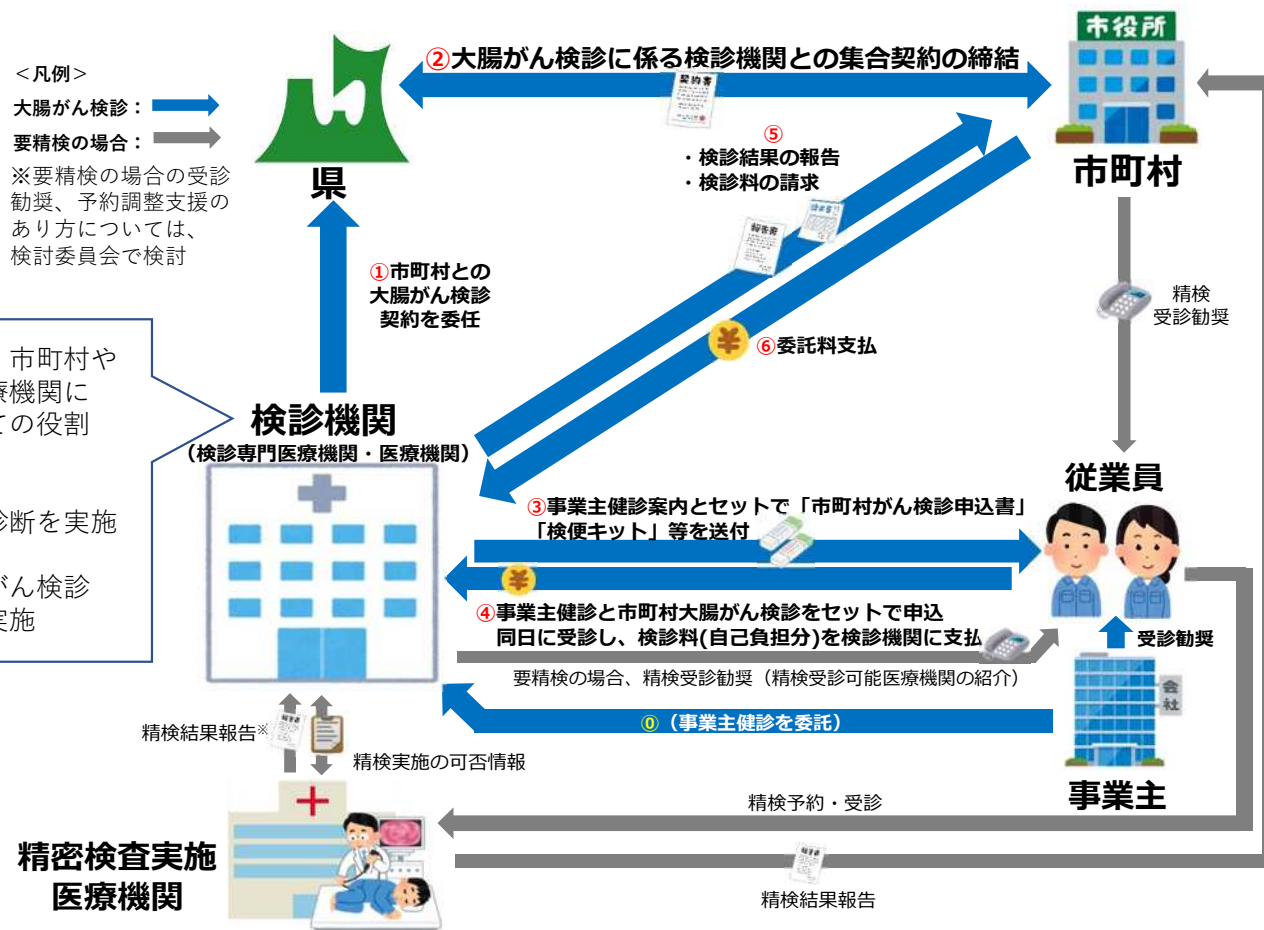
After：職域・市町村連携モデル構築後



○事業スキーム案

行政では把握できない職域での大腸がん検診未受診者を、検診機関で拾い上げ、市町村の大腸がん検診につなげるためのスキーム案

資料 2-1



対象を拾い上げ、市町村や
精密検査実施医療機関に
つなぐ拠点としての役割

【要件】

- ・事業所の健康診断を実施
+
- ・市町村の大腸がん検診
(個別検診)を実施

※
精検結果は、個人の同意
がなくても市町村や検診
機関に対して提供できる
(個人情報保護法第23条
第1項第3号)

※この実施体制について、具体的内容・手法を検討委員会で検討・評価

【ポイント】

- ・対象は、職域での大腸がん検診未受診者として、協会けんぽ加入かつ生活習慣病予防健診（※）を利用していない事業所の従業員を想定
 - ・対象を拾い上げるため、検診機関で健康診断を受ける際に、加入保険やがん検診の実施の有無を確認することを想定
 - ・市町村の大腸がん検診とするため、検診機関は、市町村と大腸がん検診に係る個別検診の委託契約を締結
- 簡素化のため、県が仲介する集合契約を想定

(※)生活習慣病予防健診：協会けんぽの事業で、労働安全衛生法における健康診断の内容に加え、胃がん、肺がん、大腸がんに係る検査も含まれる

2 検討委員会の役割

(1) 検討委員会の設置目的

「大腸がん検診の職域・市町村連携モデル」を構築するため、必要な実施体制について検討するとともに、その実効性等を評価することを目的として設置（設置期間：令和 9 年 3 月 31 日まで）

「大腸がん検診の職域・市町村連携モデル」とは

【検討委員会設置要綱による定義】

職域でがん検診を受けられない従業員（被保険者）が、労働安全衛生法に基づき事業主が実施する医師による健康診断と、健康増進法に基づき市町村が実施する大腸がん検診を、同日に同じ検診（医療）機関で受診できる仕組みのこと

(2) 所掌事務

検討委員会では、次に掲げる事項について協議

- ①大腸がん検診の職域・市町村連携モデルの実施体制に関すること
- ②県が実施するパイロットテストの評価に関すること
- ③大腸がん検診の職域・市町村連携モデルの県内普及に関すること
- ④その他の必要な事項に関すること

(3) 青森県生活習慣病検診管理指導協議会との連携

- ・ 検討委員会での検討結果については、青森県生活習慣病検診管理指導協議会に報告
- ・ 令和 9 年 4 月 1 日以降に協議事項が生じた場合は、青森県生活習慣病検診管理指導協議会で検討

3 行程表（案）

令和 7 年度	第 1 四半期			第 2 四半期			第 3 四半期			第 4 四半期		
	4 月	5 月	6 月	7 月	8 月	9 月	10 月	11 月	12 月	1 月	2 月	3 月
大腸がん検診の 職域・市町村連携 モデル構築事業	(1)検討委員会											
		第1回 検討会 〔進め方 課題共有 等〕		第2回 検討会 〔パイロット テストの 実施方法 等〕					第3回 検討会 〔パイロット テストの 検証等〕		第4回 検討会 〔R8モデル 事業の進 め方等〕	
				標準的な事務手順を確立								
	(2)パイロットテスト									(3)周知資料の作成		
	準備 (委託検診機関・周辺市町村と協議等)				委託契約 締結	パイロットテストの実施			結果取り まとめ			
令和 8 年度	第 1 四半期			第 2 四半期			第 3 四半期			第 4 四半期		
	4 月	5 月	6 月	7 月	8 月	9 月	10 月	11 月	12 月	1 月	2 月	3 月
モデル事業の実施 ※集合契約による市町 村大腸がん検診の 試験運用 ※対象：協会けんぽ加 入かつ生活習慣病 予防健診未利用事 業所の従業員	(4)モデル事業											
	集合契約の締結			集合契約に参加した市町村の本事業での未受診者拾い上げによる 大腸がん検診の受診率、精検受診率、精検待機時間等をモニタリング								
	※市町村及び検診機関の集合契約への参加は手上げによる。まずは試験運用から始め、 モニタリングの状況を踏まえ、徐々に参加市町村、検診機関を増やしていくことを想定											